

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十五項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年七月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第4 法第6条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>1～14 (略)</p> <p><u>15 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。)</u> A / Ezo red fox / Hokkaido / 1 / 2022 (H5N1) (NIID-002)</p> <p>16～27 (略)</p> <p><u>28 フラビウイルス属デングウイルス2型PDK-53由来TDV-2株</u></p> <p><u>29 フラビウイルス属デングウイルス2型PDK-53由来TDV-2株のprM遺伝子及びE遺伝子をデングウイルス1型16007株由来のものに置換し、かつ、発現したTDV-1株</u></p> <p><u>30 フラビウイルス属デングウイルス2型PDK-53由来TDV-2株のprM遺伝子及びE遺伝子をデングウイルス3型16562株由来のものに置換し、かつ、発現したTDV-3株</u></p> <p><u>31 フラビウイルス属デングウイルス2型PDK-53由来TDV-2株のprM遺伝子及びE遺伝子をデングウイルス4型1036株由来のものに置換し、かつ、発現したTDV-4株</u></p> <p><u>32 (略)</u></p> | <p>第4 法第6条第25項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>1～14 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>15～26 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>27 (略)</p> |